

令和6年第1回定例会議案説明資料

1	議案第2号	令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管	……………	P3
2	議案第7号	令和5年度千葉市下水道事業会計補正予算（第4号）	……………	P5
3	議案第43号	千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について		
	議案第44号	千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	……………	P7
4	議案第50号	市道路線の認定及び廃止について	……………	P15

【議案第2号】

令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管

1 歳出予算の増額補正

(1) 給与改定等による給与費の増額補正

ア 補正理由

下水道事業会計における給与改定及び退職者の増などによる給与費の不足に対し、一般会計から下水道事業会計へ繰出すため、増額補正を行うものである。

イ 補正額

55,000千円

ウ 内訳

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 (単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	下水道事業会計への繰出し	給料、手当分	55,000	一般財源	55,000

2 繰越明許費の補正

(1) 補正理由及び補正額

4,795,000千円

(うち土木部1,125,000千円、道路部3,407,000千円

下水道企画部189,000千円、下水道施設部74,000千円)

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	理由
1	道路維持事業	(主) 千葉大網線 (誉田跨線橋) 遮音壁更新工事 ほか	163,000	入札不調により、年度内での完了が困難となったためなど
2	道路整備事業	・ 亥鼻橋下部工工事 ・ 東寺山町山王町線 用地補償 ほか	959,000	地中に支障物が見つかり、その処理に不測の日数を要したため など
3	交通安全施設整備事業	・ (主) 千葉白井印西線 用地補償 ・ J R 鎌取駅南口階段シェルター 増築工事 ほか	364,000	地権者との補償内容の調整に不測の日数を要したためなど
4	橋りょう維持事業	幕張本郷駅駅前広場デッキ外1 補修工事 ほか	264,000	新たな破損個所を確認し、その補修に不測の日数を要したため など
5	都市基盤河川改修事業	二級河川支川都川河道築造工事	56,000	関係者との調整に不測の日数を要したため
6	河川改修事業	二級河川坂月川浚渫工事 ほか	89,000	
7	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊防止工事 (仁戸名町) ほか	44,000	先行施行していた県事業に遅れが生じたことにより、後続事業である本工事の着手に遅れが生じたため など
8	主要幹線街路整備事業	磯辺茂呂町線 用地補償 ほか	1,138,000	地権者との補償内容の調整に不測の日数を要したためなど
9	幹線街路整備事業	幕張本郷松波線 用地補償 ほか	1,644,000	
10	排水施設整備事業	排水施設新設工事 (宇那谷2号排水路) ほか	74,000	関係者との調整に不測の日数を要したため
合計			4,795,000	

【議案第7号】

令和5年度千葉市下水道事業会計補正予算（第4号）

1 収入支出予算の増額補正

(1) 給与改定等による給与費の増額補正

ア 補正理由

給与改定及び退職者の増などにより、給与費の増額補正を行うものである。

イ 補正額

62,000千円

ウ 内訳

(款) 下水道事業費用 (項) 営業費用 (目) 給与費 (単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	給与費	給料、手当	62,000	繰入金	55,000

【参考】給与改定

- ・給与改定率 + 1.0%
- ・期末勤勉手当 + 0.1月分

【再掲】一般会計補正額

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 (単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	下水道事業会計への繰出し	給料、手当分	55,000	一般財源	55,000

2 継続費の総額及び年割額の減額補正

(1) 中央浄化センター改築事業【水処理機械設備外改築工事】
(令和5年度～令和6年度)

ア 補正理由

契約状況に合わせ総額及び年割額の減額補正を行うものである。

イ 補正額

△97,600千円

ウ 内訳

(単位：千円)

年度	補正前			補正後			増減額		
	総額 (年割額)	財源内訳		総額 (年割額)	財源内訳		総額 (年割額)	財源内訳	
		国庫補助金	企業債		国庫補助金	企業債		国庫補助金	企業債
令和5年度	400,000	135,850	264,150	400,000	135,850	264,150	0	0	0
令和6年度	557,600	143,055	414,545	460,000	153,065	306,935	△97,600	10,010	△107,610
合計	957,600	278,905	678,695	860,000	288,915	571,085	△97,600	10,010	△107,610

(下水道企画部下水道経営課)

【議案第43号】 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について**【議案第44号】 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について****1 制定等の趣旨**

農業集落排水事業は、人口密度が低い農村地域を対象としており、採算性が低く、収入不足を一般会計からの繰入れで補っている状況である。供用開始から30年が経過しており、今後、老朽化施設の増加により更新需要などの増大が見込まれ、さらに人口減少により使用料収入の減少が見込まれるなど、経営環境がより一層厳しくなっている。

こうした中で、将来にわたり事業を安定的に継続していくためには、公営企業会計の適用により資産を含む経営状況を「見える化」した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが必要であることから、令和6年度以降の農業集落排水事業に公営企業会計を適用するため、必要な規定を整備するものである。

2 主な内容**(1) 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例****ア 農業集落排水事業の設置**

公営企業会計の適用に伴い、地方公営企業法の規定に基づき農業集落排水事業を設置する旨を規定する。

イ 地方公営企業法の財務規定等の適用

地方公営企業法の規定の内、財務規定等を適用する旨を規定する。

ウ その他

重要な資産の取得及び処分に関する事項など、地方公営企業法において条例の定めによる旨が規定されている事項について、規定する。

※また、附則において特別会計設置条例を一部改正し、別表第1中の農業集落排水事業の項を削除する。

(2) 千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**ア 農業集落排水処理施設条例の一部改正**

現在、「農業集落排水処理施設条例」第1条に農業集落排水事業の目的が記されているが、これを「農業集落排水事業の設置等に関する条例」第2条に記すこととなるため、本条例第1条について、条例の趣旨を示す内容に改める。

イ 農業集落排水事業分担金条例の一部改正

現在、「農業集落排水事業分担金条例」では、農業集落排水処理施設を整備する事業について「農業集落排水事業」の用語を用いているが、「農業集落排水事業の設置等に関する条例」の施行に伴い、新たに「農業集落排水処理施設整備事業」の用語を用いることとする。あわせて、条例の題名も改める。

ウ 下水道事業経営委員会設置条例の一部改正

千葉市下水道事業経営委員会の所掌事務に農業集落排水事業の経営等に関する事項の審議を追加する。あわせて、同委員会の名称を「千葉市下水道事業等経営委員会」に改め、条例の題名も同様に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

官庁会計と公営企業会計の比較

	官庁会計	公営企業会計
法律	地方自治法	地方公営企業法
経理方法	単式簿記	複式簿記
経理認識	現金主義	発生主義
期間損益計算(費用配分)の概念	なし	あり(例:減価償却)
予算・決算	歳入・歳出のみ (予算重視)	損益取引と資本取引の区分 (予算・決算双方重視)
出納整理期間	翌年度5月31日まで	なし

新旧対照表（千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例附則による千葉市特別会計設置条例の改正）

改正前		改正後	
千葉市特別会計設置条例		千葉市特別会計設置条例	
第1条～第3条（略）		第1条～第3条（略）	
附 則（略）		附 則（略）	
別表第1		別表第1	
事務事業名	特別会計名	事務事業名	特別会計名
（略）	（略）	（略）	（略）
<u>農業集落排水事業</u>	<u>農業集落排水事業特別会計</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による千葉市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市農業集落排水処理施設条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域について、農業集落排水処理施設の整備を図り、もって農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目的とする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業集落排水処理施設 <u>前条に規定する</u></p> <p>地域において、汚水を排除するために設けられる排水管渠、ますその他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これらに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>千葉市農業集落排水処理施設条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>農業集落排水処理施設の設置等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業集落排水処理施設 <u>農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域において、汚水を排除するために設けられる排水管渠、ますその他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これらに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による千葉市農業集落排水事業分担金条例の一部改正）

改正前	改正後
<p data-bbox="256 349 777 387"><u>千葉市農業集落排水事業分担金条例</u></p> <p data-bbox="228 517 320 555">(趣旨)</p> <p data-bbox="225 571 809 884">第1条 この条例は、本市が施行する<u>農業集落排水事業</u>に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下「分担金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="244 1014 336 1052">(定義)</p> <p data-bbox="225 1068 809 1216">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="225 1234 809 1713">(1) <u>農業集落排水事業</u> 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内において、千葉市農業集落排水処理施設条例(平成4年千葉市条例第27号。以下「排水処理施設条例」という。)に定める農業集落排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)を整備する事業をいう。</p> <p data-bbox="244 1731 512 1769">(2)～(3) (略)</p> <p data-bbox="228 1843 480 1881">(事業区域の公告)</p> <p data-bbox="225 1897 809 2045">第3条 市長は、<u>農業集落排水事業</u>に着手しようとするときは、あらかじめ、当該<u>農業集落排水事業</u>により設置される排</p>	<p data-bbox="834 349 1418 443"><u>千葉市農業集落排水処理施設整備事業分担金条例</u></p> <p data-bbox="834 517 927 555">(趣旨)</p> <p data-bbox="831 571 1415 938">第1条 この条例は、本市が施行する<u>農業集落排水処理施設整備事業</u>に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下「分担金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="850 1014 943 1052">(定義)</p> <p data-bbox="831 1068 1415 1216">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="831 1234 1415 1713">(1) <u>農業集落排水処理施設整備事業</u> 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内において、千葉市農業集落排水処理施設条例(平成4年千葉市条例第27号。以下「排水処理施設条例」という。)に定める農業集落排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)を整備する事業をいう。</p> <p data-bbox="850 1731 1118 1769">(2)～(3) (略)</p> <p data-bbox="834 1843 1086 1881">(事業区域の公告)</p> <p data-bbox="831 1897 1415 2045">第3条 市長は、<u>農業集落排水処理施設整備事業</u>に着手しようとするときは、あ</p>

<p>水処理施設を使用することができる区域を公告しなければならない。事業区域を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p><u>備事業</u>により設置される排水処理施設を使用することができる区域を公告しなければならない。事業区域を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>附 則（略）</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表（千葉市農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による千葉市下水道事業経営委員会設置条例の一部改正）

改正前	改正後
<p data-bbox="244 349 788 387"><u>千葉市下水道事業経営委員会設置条例</u></p> <p data-bbox="244 461 336 499">(設置)</p> <p data-bbox="225 517 807 663">第1条 本市は、<u>千葉市下水道事業経営委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="244 736 400 775">(所掌事務)</p> <p data-bbox="225 792 807 884">第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p data-bbox="225 902 759 938">(1) 下水道事業の経営に関する事項</p> <p data-bbox="225 1012 759 1048">(2) 下水道事業の計画に関する事項</p> <p data-bbox="225 1122 807 1214">(3) 下水道事業の広報及び広聴に関する事項</p> <p data-bbox="225 1288 528 1326">第3条～第8条（略）</p> <p data-bbox="320 1400 496 1438">附 則（略）</p>	<p data-bbox="836 349 1412 387"><u>千葉市下水道事業等経営委員会設置条例</u></p> <p data-bbox="852 461 944 499">(設置)</p> <p data-bbox="833 517 1415 663">第1条 本市は、<u>千葉市下水道事業等経営委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p data-bbox="852 736 1008 775">(所掌事務)</p> <p data-bbox="833 792 1415 884">第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p data-bbox="833 902 1415 994">(1) <u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の経営に関する事項</p> <p data-bbox="833 1012 1415 1104">(2) <u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の計画に関する事項</p> <p data-bbox="833 1122 1415 1214">(3) <u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の広報及び広聴に関する事項</p> <p data-bbox="833 1288 1136 1326">第3条～第8条（略）</p> <p data-bbox="928 1400 1104 1438">附 則（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【議案第50号】**市道路線の認定及び廃止について****1 提案理由**

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

市道路線の認定 11路線

市道路線の廃止 3路線

2 内訳

(1) 認定

整理番号	認定理由	路線数
①～⑪	都市計画法に基づく開発行為に伴う認定	11

(2) 廃止

整理番号	廃止理由	路線数
①～③	都市計画法に基づく開発行為に伴う廃止	3

※本議案が承認された場合、市道路線数は14,892路線、
路線総延長は3,520km。

(1) 認定

整理 番号	路線名	起 点	終 点
①	畑町237号線	畑町地内	畑町地内
②	宮崎130号線	宮崎1丁目地内	宮崎1丁目地内
③	川戸町86号線	川戸町地内	川戸町地内
④	川戸町702号線	川戸町地内	川戸町地内
⑤	桜木町219号線	桜木北3丁目地内	桜木北3丁目地内
⑥	若松町253号線	若松町地内	若松町地内
⑦	幕張520号線	幕張町2丁目地内	幕張町2丁目地内
⑧	武石町101号線	武石町1丁目地内	幕張町4丁目地内
⑨	作新台67号線	作新台3丁目地内	作新台3丁目地内
⑩	おゆみ野中央222号線	おゆみ野中央7丁目地	おゆみ野中央7丁目地内
⑪	誉田町265号線	誉田町2丁目地内	誉田町2丁目地内

(2) 廃止

整理 番号	路線名	起 点	終 点
①	天戸町22号線	天戸町地内	天戸町地内
②	天戸町23号線	天戸町地内	天戸町地内
③	天戸町24号線	天戸町地内	天戸町地内